

政策創造研究科修士学位基準

2025 年 6 月 24 日 教授会決定

法政大学学位規則に基づき、学位基準を次のとおり定める。

1. 所定の単位を履修していること
2. 論文提出半年前の中間発表会において研究成果を報告していること
3. 修士論文または政策研究論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すること
4. 委細については別途定める。

法政大学学位規則第 11 条第 2 項に基づく学位論文審査基準は下記とする。

【修士論文】

- (1) 明確な問題意識のもとに問いまたは仮説を設定していること
- (2) 主要な先行研究を踏まえサーベイが行われていること
- (3) 研究成果が学術的な理論やモデルで矛盾なく描写されていること
- (4) 記述内容が論理的で客観的に構成されていること
- (5) 政策含意が説得的に考察されていること
- (6) 論文の技術的要件(参考文献の記載とその参照方法, 注の記載など)を満たしていること
- (7) 研究テーマに即した量的ないしは質的な研究方法が設定されていること
- (8) 研究成果は新しい知見を有し独創性があること
- (9) 政策について実効性のある提言がなされていること

【政策研究論文】

- (1) 明確な問題意識のもとに問いまたは仮説を設定していること
- (2) 主要な先行研究を踏まえサーベイが行われていること
- (3) 研究成果が学術的な理論やモデルで矛盾なく描写されていること
- (4) 記述内容が論理的で客観的に構成されていること
- (5) 政策含意が説得的に考察されていること
- (6) 論文の技術的要件(参考文献の記載とその参照方法, 注の記載など)を満たしていること

附則

1. 本学位基準は 2025 年 6 月 24 日より施行する。
2. 「政策創造研究科修士学位基準」(教授会決定、2023 年 2 月 18 日)は本学位基準の施行により廃止する。